

「会社」の探究

馬場 宏 二

1999.3.30～9.24

1. はしがき——既稿とその後

「会社」の語原について、もう少しだけ掘り下げてみよう。もとより、ここで言うのは企業組織、それも共同出資の営利企業を指す「会社」のことである。したがってこの作業は、基本的には社会科学の一環であり、固有の意味の言語論や文化論の域には殆ど及ばない。

既に、拙稿「会社と社員」⁽¹⁾で、「会社」と「社員」の語義探究を試みた。当初の予想に反して、「社員」論の部分の方にヨリ大きな発見があったように思う⁽²⁾。その後、同稿の補遺に当る「福沢諭吉の会社論」⁽³⁾のなかにも語義探究を含ませたが、語としての会社については、なお論ずべきことが残った。その後の事情を併せて、「会社」の語原はもう一度洗い直して見るに値する。

前掲二稿のなかで、語原については意図的に簡明に扱っておいた。政治思想史家の平石直昭氏（東京大学社会科学研究所）が見出して授けてくれた知識だが、穂積陳重（1856～1926）の『続法窓夜話』⁽⁴⁾に、福沢諭吉（1835～1901）の『西洋事情』⁽⁵⁾が「会社」の語原だ、とある。この穂積説は整った考証を伴っており、説得力もあるのに、会社論の先行諸研究の中では不思議に取り上げられなかった⁽⁶⁾。それゆえ論点を明確にする狙いも込めて、前掲二稿の中では、この説の結論をほぼそのまま踏襲した。だが、この度はこの穂積説自体をも検討の対象にせざるを得ない。

後知恵になるが、穂積の福沢語原説は完全ではなかった。厳密に言うと『西洋事情』は「会社」なる語の初出ではないからである。とは言えこの穂積説には俄に捨て難いところがある。それは福沢以後の「会社」の用例の連続性を示しているし、「会社」と「商社」との関係も暗示している。この辺りはいずれにせよもう少し穿鑿して見るに値する。

これと重なり合う事情だが、上記二稿を書く過程で、あるいは書いた結果として、もう少し考えるための材料が得られた。そうすると心残りが生じる。かつて使っておくべかりし、あるいは知っておくべかりし材料を今使って、可能な限り追跡し直したら何が言えるか。それを試してみたくなった。これが本稿の執筆動機である。

とは言え、筆者は歴史家としての訓練を受けたことはない。古文書についての知識が殆どないばかりか、全く読めない場合さえある。外国語の知識も乏しい。だから、材料といっても、大抵は既成の研究成果であり、作業は主としてそれらを突き合わせてみることに限られる。自

力で既成の成果を乗り越える資料発掘を行なうなど出来ようはずもないし、小発見はあっても、定説に至る決定的な発見があったとまでは言えない。シロウト談義の積み重ねに過ぎないが、結果としてひとつの仮説を提示するに至った。この主題について、既に動かし難い定説が出来上がっているとは思えないので、既成の理解をいささか変えるよすがになるかも知れない本稿が、いく分かの存在理由を持つことになるろう。

2. 出発点としての穂積説

まず、穂積の説つまり『続法窓夜話』の三五「会社」を引用しておく。他の研究で依拠も言及もされず、しかも原文が案外入手し難い⁽⁷⁾のを補うためでもある：－

「会社」といふ文字は、明治三年十月大蔵省官版の福地源一郎氏訳「会社弁」並に同四年六月同省官版の渋沢栄一氏著「立憲略則」中に用ひられてより、広く一般に行はれることとなったのである。尤も「会社弁」は専ら銀行の事を説いたものであるが、其「小引」中に、

会社トハ総テ百般ノ商工会同結社セシ者ノ通称ニテ、常例英語「コンペニー」「コルポレーション」ノ適訳ニ用ヒ来リ、云々。

とあるから、「会社」といふ語は其以前より既に行はれて居たものであって、福地氏等の創案でないことは明らかであるが、近頃まで、何人が其前に之を用ひたかと云ふ事を知ることができなかつた。

然るに、此頃偶然、此語の創案者が恐らくは福沢諭吉先生であつて、津田真道先生及び加藤弘之先生が此語の最も早き使用者であつた事実を発見した。

津田先生が慶応四年に出版された「泰西国法論」中に「建社の権」を論じて「建社の権とは数人会社を結び、衆力を合し錢本を湊め、一人の力にて為し能はざる事業を興隆し、共同の本意に達する権を云ふ」と言はれて居り、又加藤先生が同年に出版し其後ち絶版せられた「立憲政体略」中にも、「結社及び会合の権利」に関して会社なる語を用ひられて居る。但し「立憲政体略」の説明の文章も「泰西国法論」の文章と略ぼ同一である所から考へて見ると、此語は其以前より既に用ひられて居たものと思はれる。

然るに「慶応二年丙寅七月、福沢諭吉誌」の「小引」を巻首に載せて、同年初冬に出版された福沢先生纂輯の「西洋事情」を見ると、其初編卷之一に「商人会社」の条が有つて、

一、西洋ノ風俗ニテ大商売ヲ為スニ、一商人ノ力ニ及バザレバ、五人或八十人仲間ヲ結デ其事ヲ共ニス、云々。

と会社の定義が記してある。「会社」なる文字は実に本書に用ひられて居るのである。

然し、是れより先き文久二年に開成所から出版され「豆腐字引」と通称された「英和对訳袖珍辞書」には、まだ「社中」「職人ノ仲間」の訳があるのみで、「会社」の文字は無く、慶応三年即ち「泰西国法論」「立憲政体略」出版の前年の再版にも、此語は改まって居らぬのである。

又慶応元年の頃より幕府は漸く貿易の事情に通ずるに及び、西洋諸国の例に倣って商社を設立せしめやうとし、同三年六月に至り鴻池屋、加賀屋等の豪商に「商社取締御用」を命じ、其他「商社頭取」「商社肝煎」「商社世話役」等の任命があった。して見ると、加藤、津田両先生の出版された年までは、公称は商社であって、会社ではなかったらしい。

又同治三年即ち我が元治元年に出版された^{ウィリアム・マーチン}丁韪良の「万国公法」には「イースト・インディア・コンパニー」を訳して「東印度商会」と記し、「英華字典」にも「公司」「公会」「商会」の訳語はあるが「会社」といふ語はまだ見えて居らぬ。

かくの如く、この「会社」といふ訳字は、慶応二年出版の福沢諭吉先生の「西洋事情」の中に初めて用ひられ、次いで津田博士の「泰西国法論」及び加藤博士の「立憲政体略」のなかに用ひられたのである。此後、明治六年日就社出版の「英和字彙」、同八年出版の箕作麟祥博士訳の「仏蘭西商法」の中には、いづれも「会社」の語を用ひてあるが、是等は「会社弁」「立会略則」の二書に依って此語が既に広く用ひられるやうになった時の事である。

編者追記

明治初年には公益社団法人のことをも会社と云った。云々。

さて、本稿では、のちほどこの穂積説に、繰り返し言及することになるが、差し当たって上の引用の中で注意を要する諸点を指摘しておく。

第一に、穂積の考証はかなり整っている。「会社」という語が広く用いられるようになったのは明治三・四（1870・71）年の福地（1841～1906）・渋沢（1840～1931）の著書以降である。その前に慶応四（1868）年の加藤（1836～1916）と津田（1829～1903）の著書には現れているが、その前年慶応三年に再版された辞書にはまだ出ていない⁸⁾。慶応二（1866）年に出版された『西洋事情』に「商人会社」が出て来る。その前の文久二（1862）年に出版された英和辞典にも、元治元（1864）年の清の訳書にも、この語は出てこない、と手堅く詰めている。恐らくそれまでの—そして今でも—通説の、福地・渋沢語原説を一步進めたものであり、この限りで、ひとまず信用して良い。

もっとも、論証手続き上は、辞書にない語は存在してないとは云えないし、神田孝平（1830～1898）の『経済小学』が見落とされている。同書は英書の蘭訳を通じた重訳で、西欧の経済制度の紹介をしており、「会社」がカルテル行為か共同出資かが明確でないものの、この文字は使っている⁹⁾。が、この本は慶応三（1867）年刊だから、『西洋事情』のほうが先行していた。

第二に、穂積は「会社」を翻訳語として扱っている。いうまでもなく、西洋語のカンパニーの類の訳語の意味である。単に漢字の「会」と「社」を繋げた創案語として考えているのではない。清の訳書『万国公法』に言及しているのには、翻訳語としての把握にダメを押す意味もありそうである。

第三に、ひいては穂積は、この語を初めから営利企業を指す語として捉えていたことになる。これは漢字の「会」と「社」の結合が示す語義の範囲よりはるかに限定的具体的な用法である。

後述のように、「会社」と言う結合は『西洋事情』より10年余り前から訳語として用いられていたが、営利企業を指す語として創案されたのではなく、文脈や原語に対応して文字通りの語義で用いられていた。福沢自身においても、それ自身で営利企業の意味に限定されていたわけではなかった。この「会社」が「商社」に置換され、結局営利企業の意に転換していったのであるが、穂積は既に転換した時点での用語として説いているのである。

第四に、そのため穂積は「商社」との対比も行なっている。慶応年間には公称が「商社」だったらしい、と控え目な言い方に留めているが、漢字の結合だけで判断すれば、商社は会社より格段明確に営利企業を指す語になる⁽¹⁰⁾。しかも幕末にはそれが公用語になっていた。こちらが定着して不思議はなかったのに、もっと曖昧でむしろ別義の「会社」が、明治に入ってから、専ら営利企業を指す語として一般化した。しかもその「創案者は恐らくは福沢諭吉先生」で、そうなら初出は慶応二年、つまり「商社」よりは後発だったのである。

第五に、せっかく語原を福沢と突き止めておきながら、いまひとつ曖昧なところを残している。発見の手続きを述べず「此頃偶然」発見したと言い、「此語の創案者が恐らくは福沢諭吉先生」とボカし、福沢の文章からの引用を極度に簡略にしたため、福沢自身の用語法に残る問題点が表面化しなくなっている。考証に自信がなかったと解することもできるが、福沢語原説を明示するために表現を単純化したと考えられなくもないのである。

3. もう少し遡れば

そこで、ひとまず穂積からやや離れ、いささかは言語論の領域にも立ち入ることにする。なにしろ対象が新造語である。語の由来や語感に全く触れずに済ますわけにも行かないであろう。

A. 「社」と「会」－『大漢和辞典』から

諸橋轍次著『大漢和辞典』を見る。まず「会」の字には、都合十五を越える語義が掲げられており、なかには「一万八百年」と言うのもあるが、中心的語義は、あう・あわせる・あつまる・つどい、の類であり、「会社」や「社会」のための字義としては差し当たりこれで間に合う。重要なのは「社」である。この文字は意味が深く、この大辞典が説明に四ページを費やしている。語義はシナ古典に関わって七つ、日本語として四つ挙げられているが、当面必要なところを拾っておく。まず字義は神を現わす示偏に土を合わせ、土地神、またそれを祭るやしるである。共通の土地神を祭る集団の意味になり、周礼では二十五家をもって社としたと言う。因に日本支配下の台湾で行政区画を社としたが、これはこの古義に通ずる用法であろう。この文字は、一方で祭の名や物日の名になり、他方で組合の意味にもなった。民間で自立的に組織する団体（『漢書』）、人民の自衛団体（『宗史』）の意味に、結構古くから使われている。近代日本語ではこれが生きたわけである。

さて、上の社と会を結合すれば、「社会」と言う語も「会社」と言う語も出来る。そして共に、共通の土地神を祭る、ひとびとの集団の意味になるかも知れず、ひいては共通の志を持つひとびとの集団の意になるかも知れない。しかし中国語としてはおそらく社会の方が素直な結合だったのであろう。シナ古典には「社会」はあっても「会社」はないからである。『大漢和辞典』では、単語の末尾に出典が掲げられているが、それが「社会」についてはいくつかあっても、「会社」については掲げられてないのである。

そこで「社会」を見る。都合五つの語義が挙げられているが、後ろの三つは日本語としての用法だから、前の二つだけを取り上げる。1に、社の会合、社日または節日に行なった郷村住民の会合とある。この語義の出典は『荊楚歳時記』とある。因にこれは楚の国の年中行事を記した、西暦六世紀の本の由で、南北朝末期の風習を描くという。とすると、「社会」という語は、西暦五～六世紀ころにはあったことになる。日本はまだ古墳時代である。この語義では、出典としてなお六朝宋の『世説新語補』と宋の『東京夢華録』が挙げられている。

「社会」の2.には、郷村の人民が相互の向上のために作った組合、とあり、出典として『近思録』が挙げられている。この『近思録』は西暦十二世紀末葉に書かれた、朱子学の入門書である。当然日本の読書人層はかなり読んでいたであろうから、日本に「社会」という語が流入した源はこの本ではなかったろうか。因に日本で最初にこの語が用いられたのは、青地林宗(1775～1833)が蘭書を訳した『輿地誌略』(文政九年—1826年)で、オランダ語の Klooster (男子修道院)の訳語だった、という⁽¹¹⁾。

他方、「会社」は、『大漢和辞典』には、1. 講中、2. 商行為を目的として二人以上の者が共同し、設立した社団法人、とあるのみで、これは明治以降の日本語だから、もともと中国語にはこの語がないものと見做して良い。実際、出典も挙げてない。因に、「商社」にも出典はないから、これも日本での造語と見て良い。ただし、「商社」には「商会」と同じという説明がついており、イギリス東インド会社を「英之商会公司」と呼んだ例文が挙げられている⁽¹²⁾。

こうして、日本語形成史の立場からいうと、「社会」は既に漢籍に依って持ち込まれており、文政期にはオランダ語の訳語として用いられた。「会社」の方はそれより後に日本で創案された。穂積の説に依れば40年後の慶応二年であるが、実は20年余り後の本に出現する。但し、穂積は初めから営利組織としての「会社」を考えている。ヨリ一般的な「会社」、「社会」と交錯するような「会社」はどのように出現したのであろうか。

B. 「会社」—『明治のことば』を手掛かりに—

斎藤毅『明治のことば』⁽¹³⁾に、「社会」、「会社」、「銀行」といった、われわれに関わりの深い単語の成立史について、優れた考証がある。前掲拙稿「会社と社員」の中では、『明治のことば辞典』⁽¹⁴⁾は多用したが、そこにこの『明治のことば』が言及されていたのに、迂闊なことに執筆時には気付かず、「福沢諭吉の会社論」の抜刷を送った返礼に平井規之氏(一橋大学経済研究所)から『明治のことば』の一部のコピーを送られて、初めて気付いた。取り上げた単語の

数は限られるが、その範囲ではこれ以上に深くて緻密な考証は他にありそうにない。

この本の第五章「社会という語の成立」と第七章「会社—〈催合〉商売」から、「会社」という語の出現史を手繰ってみる。ここには、啓発される指摘も多々含まれるが、同時に、文献が数多く挙げられ、大抵は用例が引用されていてそれが特に有用である。この斎藤の記述をそのまま要約するのも意味はありそうだが、念のために、列挙されたものを中心に代表的な諸文献に直接に当たって見た。それを踏まえて、「会社」の用例を斎藤が示した出現年次の順に並べ替え、用語形成の流れを捕え直してみることにする。

その前に「社会」についての斎藤説を一瞥しておく、この考証は、諸説の比較を踏まえた綿密なものであるが、この語の初見は青地林宋の『輿地誌略』だと言ひ、青地が底本とした、ドイツ人ヒューブナーの世界地理の本の蘭訳書（和名「ゼヲガラヒー」）と対比して、この「社会」は Klooster だと突き止めている。そして、これは教会を中心とする修道院や教団や会派のようなものだから、中国にあった土地神を祭る「社会」同様、信仰によって結ばれた小規模の共同体だ、と言うのである⁽¹⁵⁾。この用法だと、後に見る「会社」と交錯するところがあり、事実明治期には交錯して用いられたのだが、『輿地誌略』が抄訳であるせいもあろうか、訳本中には用例は二カ所しかない⁽¹⁶⁾し、それが後代の蘭学者に継承された気配はあまりない。「社会」が世の中一般の意味になるのは英語が入って明治になってからであり、特に福地源一郎が1875（明治八）年の『東京日々新聞』で「社会」に「ソサエティ」とルビを振って以降らしいのだが、青地から福地までは五十年あり、しかも語義は大きく変わっていた。

ここで『明治のことば』第七章「会社」に戻ると、最も早い用例は、音としての「こんはんにゃ」らしい⁽¹⁷⁾。近松門左衛門（1653～1724）の18世紀初頭、享保期の作品に、「ああどうよくなこんはんにゃ」とか、「さいるりはりすもろとこんはんにゃ」とか、出てくる由⁽¹⁸⁾。この音は観客大衆の耳に届いていたはずだが、ハイカラ語の語呂合わせの類だから、これだけで意味のある語と理解されたか否かは解からない。この語の語原がポルトガル語の *companhia* であろうことは割りに容易に推測できる。現行の辞書では、仲間、一行、一座、会社、中隊、の意味がある。これで「会社」が含まれていたとまで読み込むのは牽強附会であろう。ところが、同じ大衆向けの文学でも、19世紀初頭の、式亭三馬（1776～1822）の『柳髪新話浮世床』になると「じゃがたらこのんぱんやは紅毛の出張にござい」とあるそう⁽¹⁹⁾、ここではオランダ東インド会社を指していることがかなり明瞭である。

一方、18世紀半ばには既に、この語が共同出資の営利企業を指すことを捕えていた記録がある。

寛延三（1750）年と記された『紅毛訳問答』⁽²⁰⁾なる書は、幕府の役人が長崎で通訳（紅毛通事）に南蛮・紅毛知識を問うた記録であり、問者は小倉善就の父某、答者の通事名は判らないという⁽²¹⁾。これに以下の問答が記されている。：－

コンハンヤとは国王のことに候哉

コンハンヤと申は諸国の貨物を売買座の事にて、国王の事にては無之候。此座を建立候事は、根元本国ジャガタラ住居の富饒の者ども各分限相応に銀を出し合せて座に納、商売の元銀とし、出入りの損徳を考へ、利潤あれば元納銀の多少に準じて、利を配分し、損失あれば元納銀の多少に準じて損失を償ひ申し候。 …

オランダの国家を代表する会社が日本に来航していたわけだが、それが権力体自体でなく共同出資の企業だということまでは理解している。もっともこの知識は、日本での実践を伴わない、ただの耳学問である。この知識がどの範囲のひとつとに広まり、どう継承されることになったか、私には判断できない。

それでも認識の水準は上がる。天明八（1788）年と記された『蘭説弁惑』⁽²²⁾なる書は、南蛮・紅毛渡来の知識が俗間で覚え違いされていることが多いので、有馬元晃が碩学の師、玄沢大槻盤水（1756～1827）に問うてこれを正そうとした一問一答集であるが、その中に言う：－

問て曰。庖厨の事、「こんぱんや」といふよし。如何なる事にや。

答て曰。これは厨のことを「こんぼいす」と云ふ事の誤れるなり⁽²³⁾其辞の意は、催合会所と云ふ様なる事なり。和蘭七州の七王、互いに相催合ひて、諸国交易の座を建て、夫々の諸役人を揃へ、諸所の貨物を仕込み、東西諸国へ船舶を出す。東国にては右に云ふ天竺島の内「ばたびあ」といふ処に座を建て場を構へ置て、是を「おうすと、いんじいせ、こむぱくぎい」と云ふ。東方催合座といふことなるよし。… 西方諸国にも亦、此会所ありといふ。

因みに、「こんぼいす」はオランダ語の kombuis で船の炊事場である。これと、もっと古くから知られていた南蛮語の「こんぱんや」が混同されていたのだと注意した上で、「こんぱんや」は共同出資企業で、Oostindisch Compagnie つまりオランダ東インド会社だということである。まだ会社という文字がない時点で、この会社の成立や特質をかなり細部まで正確に理解していたとって良い。先に触れた式亭三馬の用語法が的確なものも、こうした理解が案外広まっていた証拠になるかも知れない⁽²⁴⁾。

さて、蘭学の中心は外科医学だったが、社会部門—世界情勢や外国事情—を担ったのは世界地理だった。19世紀に入ると外国船の出没があつて地理学が重みを増す⁽²⁵⁾。前掲『輿地誌略』はその一環に他ならなかった。そこで訳語として「社会」が使用されたわけである。しかしこの語はそのままは継承されず、19世紀半ばの蘭学者層のなかから、青地の「社会」と意味が重なる「会社」が創案されるに至る。

1845年刊の『坤輿図識』は、箕作省吾（1821～47）が、いくつかのヨーロッパの地理書を参考にしてまとめた世界地理書であり、それで箕作家が潤ったといわれるほど読まれたらしい⁽²⁶⁾。参考書には『輿地誌略』の原本だった「ゼラガラヒー」も含まれる。『輿地誌略』については序文や「凡例」では全く触れていないが、本文中で二度は言及している⁽²⁷⁾。しかし『坤輿図識』には「社会」や「会社」の文字は全く現れない。『輿地誌略』を引いていない『坤輿図識補』⁽²⁸⁾にはなおさら現れない。ただ、『坤輿図識』はアメリカ合衆国を「共和政治」と訳しており、これは近代政治に「共和」なる語を用いた最初だと言われている⁽²⁹⁾。—もっとも、「共

和」の実際の使用は、渡辺華山の方が早いのではないかと推測出来るが⁽³⁰⁾。

杉田玄瑞 (1818～1889) の『地学正宗』⁽³¹⁾は、Prinsen 著のオランダの地理の教科書⁽³²⁾を和訳したものである。これより前に華山が小関三英に訳させて利用しているはず⁽³³⁾だから初訳ではないが、この玄瑞訳は幕末の日本に強い影響を及ぼしたと言う⁽³⁴⁾。

この本には「会社」という文字が都合18回現れる。相当な頻度である。そのうち13回までは、文脈上明白に学会・文化団体・アカデミーの意味になる。初例がポルトガルで学術奨励のために「会社一二処ヲ設ケタリ」、つぎがオランダのアレンヘムに「文学、理学、画学、築学、視学の会社アリ」といった具合である。

原文と対照して見ると、「会社」の原語は、Maatschappij が6回、Genootschap 7回と殆ど同数出てくる。手許の『オランダ語辞典』によると、マートシャッペイは社会、協会・学界・団体、会社の意味、ヘノートシャップは団体・協会の意味で、マートシャッペイの方が広いが、中心の語義は重なっている。他に Gemeenschap (共同体・組合) が2回、gezelschap (同伴、仲間、集まり、一座一ドイツ語の Gesellschaft と違って企業の意味はない) が1回、「会社」と訳されている。カルカッタに7盟約会社ありと訳したのは一周 7 ure (時間) を 7 unie (同盟、連合、組合) と誤読したと思しく、もう一つの「会社」については遂に原語を見出せなかったから誤訳であろう。なお、Compagnie は見当たらなかった。

『地学正宗』では「会社」は多用されているが、主たる語義は学術集団であり、それがいわば過度に鮮明に用いられている。これはあるいは、当時の蘭和辞典だった『ゾーフ・ハルマ』で、Genootschap が「学会」、Maatschappij が「組合」となっていた⁽³⁵⁾せいかも知れない。ともあれ「会社」は、ここでは企業体を指す語では全くない。

『明治のことば』が挙げた諸書のうち、「会社」の最も早い出現例がこの『地学正宗』である。原語と訳語の対応がいささか鮮やか過ぎるくらいだが、新造語をこれだけ積極的に多用していることは、訳者の杉田玄瑞が「会社」の創案者だった可能性を示唆する。

それだけに、この本の成立に立ち入っておく必要が出てくる。『国書総目録』にも『明治のことば』にもこの本は1851 (嘉永四) 年刊とある。ところが狩野文庫本では、表紙に「嘉永四年辛亥新刻 杉田成卿関」と出ているが、杉田玄瑞識「凡例」には「嘉永元年」とあり、杉田成卿の序文には、弟玄瑞の旧訳に手を入れて出すと書かれているから、遅くとも1848年には「会社」の文字が使われていた可能性があることになる。逆に「会社」の創案に玄瑞と成卿がともに関わった可能性もあることになり、次に挙げる『日本風俗備考』に「会社」が出て来るのも、これと関わりがあると言えよう。もっとも、その後の『度日閑言』も解釈次第で成立年次がかなり近くなるから、既に誰かが「会社」を造語していてそれが当時の蘭学者のグループに共有されており、たまたま玄瑞が最初に書物に使っただけ、とする解釈も不可能ではない。いずれにせよ、19世紀半ばには「会社」なる語は存在した。福沢の『西洋事情』より20年前のことである。

『地学正宗』には「社会」は出て来ない。マドリッドとナポリと、『輿地誌略』に「社会」が

あった土地の記述で、Klooster は「僧院」と訳されている。オランダにある Klooster も「僧院」である。因みに『地学正宋』に成卿が寄せた序文でも訳者自身の凡例でも、さらに本文でも、同じ世界地理の先行訳書である『輿地誌略』に全く触れていない。これは当時の習慣だったのだろうか。

次いで、「遅くとも蛮書調所の発足した1855（安政二）年までに成立した」⁽³⁶⁾ 訳書とされる、杉田成卿（1817～1859）他訳『日本風俗備考』⁽³⁷⁾に「会社」がある。蘭人フィッセルの日本見聞録の邦訳だが、この書の中には、まず、「和蘭の東印度の公斑衛」が出てくる。無論オランダ東インド会社のことであり、「公斑衛」は前に掲げた「こんはんや」の当て字である。ただ、この漢字はモリソンの『英華辞典』によるという訳者の注記があり、ここでは清時代の新造中国語の輸入であることになる。東インド会社のことは別途「東印度商人仲間」と訳しているから、ここでは企業はまだ「会社」に定着したわけではない。この後で片仮名の「バターフセ・ケノートスカップ」を「バターヒアの会社」と言い換えた例が出てくる。この「会社」を斎藤は東インド会社のことと解して「商社」としているが、文脈上は書物を著述する主体のことだから「学術会社」のことではないか。そしてその後に「学術会社に於て備考ともなるべきことは…」と出て来る。この「会社」は『地学正宋』同様、学術組織の意味である。琵琶法師の組織として「盲人の一社を創出し」とある「社」は同業者集団の意味であろう。いずれにせよ「会社」は同種のものゝ団体の意味であって、営利企業を指す語ではない。

次に来るのが、桂川甫周『和蘭字彙』⁽³⁸⁾である。これは蘭和辞典であり、『ズーフ・ハルマ』を桂川家七代目の甫周（1826～1881）が校訂して、1855～58（安政二～五）年に出版したものである。これで、「会社」に該当する単語を引いてみた。以下のごとし。

COMPAGNIE	軍兵の一組	九百人を云ふ
compagnie, Maatschappij van kooplieden	筋ヒ商売	
compagnie van Oost en West Indien	東印度又西印度ニアル欧羅巴ノ商館	
Genootschap	寄合	又集会
Klooster	寺	
Maatschappij	組合	
De oostindisch maatschappij	東印度掛りの組合	

上記のうち、「軍兵の一組」は今日なら「中隊」と訳すところ。「筋ヒ商売」は既述の『蘭説弁惑』に「催合』と出てきた共同企業のことだから、意味としてはこれが一番「会社」に近い。因みに maatschappij van kooplieden は「商人達の会社」で、『ズーフ・ハルマ』にもあった。この表現は後の福沢の「商人会社」に連なるであろう。東インド会社は、compagnie の場合は「商館」、maatschappij の場合は「組合」と訳し分けられているから、この辞典には、「会社」という語彙はまだなかったことになるが、同社は既に消滅していたのに、やや別格扱いされている。

なおこの辞書から、在来の日本語で今日の「会社」に一番近いのが「組合」だったこともほ

ぼ判る。言い換えればこの記述は、“もやひ”や“くみあひ”や“なかま”といった和語が既にあるのにそれを差し置いて、新来の欧語を「商社」や「会社」といった新作漢語に置き換えてゆく過程の入り口に当る現象だったと解し得る。

この他の「会社」になりそうな単語、*associatie*, *corporatie*, *firma*, *sociëteit* は、見出し語になかった。

遡るが、穂積に関して、辞書に出ていない語は存在しないとは言い切れないと述べておいた。これがその好例で、「会社」はすでにいくつかの書で使われ始めていたのに、同時点で校訂した辞典には採録されなかったのである。辞書への収録は遅れがちになる。穂積が引用した『英和对訳袖珍辞書』にも「会社」は収録されていなかった。

さて、蘭書和訳群の最後に来るのが、『度日閑言』である。蛮書調所が蛮書和解御用から引き継いだ『新オランダ雑誌』*Nieuw Nederlandsch Magazijn* (和名『和蘭宝函』)の主要記事を、初代頭取で西学志向の強い儒学者、茶溪古賀増(1816~1884)が漢訳し寸評を加えたもので、安政二年から慶応二年(1855-1866)に亘る作業だと言う⁽³⁹⁾。全25巻、和綴で計2500ページに及ぶ大冊⁽⁴⁰⁾で、その中に「会社」が都合30回余り使われているから、語義の拡がりを見るのに良い資料である。

といっても、私の力不足もあって語義を特定し難い例がかなりあるのだが、原語・原義が文脈上判断し易いものもいくつかある。学者の社会、知識人世界の意味の「学士会社」(巻一)、おそらく社会生活の意味の「会社生理」(巻六、巻二三)、文明社会の意味であろう「開明会社」(巻二四)、アメリカの禁酒協会を指す「結会社其徒皆禁火酒」(巻十)。世の中一般の意味の「社会」に当たる用法も数例含むが、多くは協会とか組合とかの自発的集団を指している。グリニッジ天文台に関わる「王家会社」の「会社」にはソシエテートとカナが振ってあり(巻二三)、*sociëteit* はクラブ、協会だから、これはロイヤルソサエティであろう。この、集団の意味の用例が一番多い。

企業の意味の「会社」は二群使われているだけである。まずコルベールの伝記の中で「督進東西印度両会社」と「東西印度之会社」(巻十一)。もうひとつはオランダ東インド会社のことを「東印土公司」と「公司東印度会社」。同社に関わってはなお「会社」が何回か使われている(巻十二)。ここでようやく、企業としての「会社」が出て来た。ただし、これは国策特権会社であって固有名詞の「会社」であり、しかもすでに消滅しているものだから、この「会社」はいわば歴史用語である。普通名詞の企業制度ではないし、営利性を含むかどうかは、これだけでは判らない⁽⁴¹⁾。任意企業かとも思える使用例が他にいくつかあるが、私の知識不足で、企業組織なのか地域集団なのか一般の団体なのか判定できない。なお「コンパグニー」と仮名書きにしたところが三カ所あり(巻十四、巻十七、巻二四)、いずれも軍隊組織の意味である。

以上のように、この本の「会社」の用法は、各種の自発的集団の意味の「会社」が主流であるが、これに世の中一般の意味の社会に当たる「会社」が交じり、そして例外的ながら特権企業の意味の「会社」が交錯していた。面白いことに、オランダ語の *maatschapij* なら一語でこ

の語義すべてを含む。

因みに『度日閑言』に「社会」が一例だけあるのに気づいた。最終巻の付箋の中に「社会生理」とある。『日本風俗備考』や『地学正宋』には「社会」は見当たらず、後者で *klooster* は「僧院」だった。『和蘭字彙』では「寺」になっていた。「社会」は19世紀初頭に訳語として活用され初めたのに、30年ほど後の蘭学者群からは殆ど無視されている。これがどういう理由によるのか、私の力では充分には解けないが、後から出てきた「会社」が同義に用いられていたとすると、先行した「社会」がその陰に隠れてしまって、独自性を発揮できなかったという事情が考えられる。

以上、いくつかの書に当たってみた。「会社」が実際に出てきたのは、結局斎藤毅が挙げている三点だけである。他方「商社」は、時期が重なるものを含むにもかかわらず、いずれの文献にも全く見当たらなかった。「会社」と「商社」は別々の世界に成立していたようである。

「会社」は蘭学者が創案した新語だが、彼らがこの語を共同出資の営利企業制度を指す語として用いた例はなかったかも知れない。観念としては既に以前から「こんはんや」や「こんぱくに一」があったのだから、これと「会社」が結びつかなかったのは不思議な気もする。そうした用例を見出せないのは私の力不足によるのかも知れないが、『ゾーフ・ハルマ』で *Genootschap* が「学会」となっていてことを考えると、これと *Maatschappij* を重ねて「学術会社」には為しやすいが、軍事組織の意も含む *Compagnie* は新語の「会社」と結びつき難かったと考えてもよさそうである。そこへ幕末開港期になると「商社」が登場する。これは明らかに共同出資の営利企業のことであり、権力自らも設立に関わろうとする実践的な意図を込めた用語であった。この「商社」が、歴史的に屈折した過程のなかで「会社」と英語の *Company* を結合させる媒介の役割を果たすことになる。

穂積が示したのは、こうした過程における福沢の貢献に他ならなかった。もはや福沢を「会社」の創案者とは言えない。彼自身蘭学者だったから、先輩蘭学者の訳語を聞き知っていた可能性もあるであろう。『西洋事情』の「商人会社」が「会社」を営利企業の意味に転換させる重要な一階梯となったことは否定できまいが、「会社」は単独で営利企業を指す文字ではないし、福沢も同書中でその意味に使っていたわけではない。福沢はむしろ、蘭学者由来の「会社」と実務官僚由来の「商社」とが併存していた時代に両者を併用していた例と見做さるべきである。

だが、その点は後に改めて触れることとして、その前に、「会社」について『明治のことば』からもう一点学んでおく必要がある。

それは新聞社に関わる用語法である。幕末・明治初期に、学术研究団体を「会社」と呼び「…社」と称した。これが蘭学的な本来の用法だったであろう。穂積『続法窓夜話』の「編者追記」に言う公益社団法人もその意味である。ところが現代では「会社」は専ら営利企業の意味に収斂してしまい、どうかすると単なる職場の意味に還元されて、蘭学由来の語義はあらかた忘れられている。せいぜい『広辞苑』が、いわば歴史用語として同人の会・学会と挙げているだけである。

しかしかつては、翻訳新聞の編集グループを「会社」と呼んだことがある。『明治のことば』によれば、外国の新聞社を「会社」とした例は1862（文久二）年に出て来る⁽⁴²⁾。これは「会社」が、ひいては「社」が新聞発行にとって独特の重みを持つ語となった起源だったかも知れない。既稿「会社と社員」の中で、明治末から大正期の辞書では「社員」を「新聞社又は会社の役員」と説明するのが通例だったことを指摘し、新聞社の「社」が特別扱いされていた事実に注意を促しておいたが、その原因までは突き止めきれなかった⁽⁴³⁾。『明治のことば』は、学会社→新聞発行会社（集団）→新聞社となる解釈を支持する材料を提供してくれているのである。

4. 「商社」と「会社」

蘭学者が「会社」を創案してやや後、幕末開港期に、幕府の高級実務官僚が「商社」を用い始めた。これは差し当たり貿易企業を意味する言葉だったが、英語のカンパニーを語原とする、明白に共同出資の営利企業を指す語であった。創案者や語原については今ひとつ確定出来ないところが残るが、語義の上ではこの語こそ今日の「会社」だった。そしてそれは現実に一般化し始めた。

ところが、間もなく幕府瓦壊に至り、明治政府は、どういうわけか定着しかけた「商社」を「会社」に置き換えようと試みた。その結果「会社」は次第に優位に立ち、「商社」を商業企業に限定して「会社」を営利企業一般とする用語法が定着した。こうして「会社」は遂には、本来の漢字の字義や蘭学由来の語義をあらかた消し去った、英語のカンパニーに照らしてさへひどく偏った、営利企業専用の言葉になったのだが、その出発点は明治政府による単語の置換にあったのである。これまでの常識は、この置換をそのまま造語だと錯覚しており、それが殆ど通説になっていた。せつかく穂積が福地の文を手掛かりに、「会社」を慶応二年の福沢にまで遡れるとし、且つ、そこでは「商社」が公称になっていたと指摘していたにも拘らず、この説は完全に黙殺された。今なお続く錯覚を訂すために、不確定ながら「商社」の語原から始め、過渡期に当る福沢の用語法を検討した上で、明治政府による語の置換についていささかの推理を試みる。

A. 「商社」の語原

この項では、可能な限り史料的根拠のある議論に終始するが、それが不可能な部分があり、そこでは希薄な根拠に基づく推論を述べるしかない。そのため、とくに後半部分はヨリ多く仮説を含むものに留まる。それでも全く口を噤むよりは意味ある情報提供になるだろうと考える。

「商社」の創案者が小栗上野介忠順（1827～1868）ではないかとの仮説は、ある意味では通説でもあり、私自身も既に述べたことがある⁽⁴⁴⁾が、このたび二、三の論拠を示しながら、いささかの修正を加える。重要なところで直接の物証を得られない欠点はそのまま残るが、その負荷

はこの修正によってかえって軽減されることになる。

ひとまず、知る限りでの「商社」の先行用例を列挙する。ともあれ萬延元（1860）年に遡る。続く文久年間（1861～63）にも用例がなくはない。いずれも少しずつ弱点のある論拠だが、この時期に既にこの語が使われていた証拠にはなるであろう。次の元治元（1864）年には留学者の用例が現れ、慶応年間（1865～68）には、幕府が自ら関って最初の商社たる兵庫商社を設立するに至るとともに、雄藩が類似の試みを為したために、用語が幕府外へ波及して行くことが見て取れる。改めて繰り返すまでもなく、この「商社」の普及は、明治に入って突如逆転することになる。

萬延元年の用例を、石井孝が事実上示している。幕末開港に伴って、長崎の会所貿易は壊滅し、奉行所を賄っていた財政収入が揚がらなくなった。この危機に対処すべく、萬延元年十二月、長崎奉行（『読史備要』を参照すれば岡部駿河守）は、西洋商社の法に倣い、会所商法のほか別に「組合商売」の法を立てようと企てた、というのである⁽⁴⁵⁾。なお幕府当局にかかる意図のあったことは、同年六月（陰暦）、勘定奉行松平康直・外国奉行掘利熙がオランダ理事官に西洋商社の方法を訊したことからも解かると言う。この計画は「寡聞の限り幕末商社計画の嚆矢である」⁽⁴⁶⁾。そして石井によれば、この計画は一旦放置されたが後に浮上し、慶応元年三月、長崎奉行朝比奈甲斐守が「和蘭商社之振合ニ基キ、組合商社取設云々」⁽⁴⁷⁾と意見を述べた。

萬延元年について石井が示した「商社」は史料の直接引用ではない。しかも石井がここで依拠した史料は『外務省引継文書』中の「租税事件」と「通信全覧」であるが、残念ながらその文字が私には判読出来ないので、追認も出来ず、原語や概念に立ち入ることもできない。だから悪くとれば、原史料に「商社」と使っていないのに石井が簡略のために後代の用語を使ったとして、萬延元年には「商社」と言う語はまだなかったと頑張れるが、石井の実証の緻密さやここでの文脈からして、「商社」は現実に使われていたものと見做し得る。なお後に述べることだが、この年九月（陰暦）に遣米使節が帰国しており、十一月にはその中の小栗が外国奉行になっているから、この筋から「商社」が入った可能性も残されている。

これに続く文久年間の用例として私が挙げ得るのは、福沢諭吉の訪欧中のメモ帳と日記だけである。該時点で公表されものではなく、しかも多少複雑な解釈問題が絡む。これについては次項の、福沢の用語法、で纏めて述べる。私は福沢が「商社」という用語を承知して訪欧の途についたと解釈すべきだと考えている。他に書かれた史料が見出せなくとも、文久年間には当然「商社」が使用されていたことになる。

翌元治元年、幕府の留学生内田正雄と榎本釜次郎が、留学費を「蘭国商社」から借りる交渉をして良いか否かを尋ねる手紙を幕府宛に出していることが、『維新史料綱要』⁽⁴⁸⁾で判る。実はこの史料を参照することをそもそも思いつかず、本稿の粗筋が出来上がった段階で、旧知の原朗氏（東京国際大学経済学部）に「商社」の語原をお尋ねした際に教えられた。榎本は文久元年に留学に出ているから、この手紙は、福沢のメモ帳・日記と並んで、萬延元年・文久年間に「商社」なる語がすでに普及し始めたことの傍証になるかも知れない。

慶応元年、幕府は商社設立に本腰を入れる。フランス公使ロッシュと勘定奉行小栗の関係を軸に、対仏借款を進める手段である⁽⁴⁹⁾。これは一般に「組合商法」と呼ばれるが、「商社」と同義に用いられていたようである。菅野和太郎がその古典的著作の中で、幕府で「慶応元年頃より商社設立の内議があったのは…小栗上野介の新知識が大いに与って力があつた」⁽⁵⁰⁾と述べているのもこのことであろう。この日仏関係の商業機関を「コンパニー」と呼んだこともあつたようである⁽⁵¹⁾。また、坂本藤良が、執念の遺著ともいべき著作で、慶応元年八月「勘定奉行小栗上野介の名前で〈商社組織の伺い書〉が閣議に出されている」⁽⁵²⁾と述べているのも、同じ事柄を指すのではないかと推測出来る。但し、この伺い書が見出せないの、そこは確認できないし、どういふ「商社」が構想されていたかも判らない。さらにまた、石井が同年九月「フランスの会社と関係を持つべき日本の商業＝航海大会社」の組織について契約が出来た⁽⁵³⁾、と括弧付で述べているのも同じ案件だろうが、この「会社」が原史料の用語なのか石井の意識なのかは、新書版で引用書名が出てないので、私には確かめられない。

慶応元年には、「商社」はあちこちで使われていた。先述した長崎奉行朝比奈の「和蘭商社…組合商社」等もあり、『外務省引継文書』のなかには「李国グレセル商社ヨリ鹿島屋ニ係ル産卵紙ノ売買云々」といふ文書もある。この「商社」はもはや通常の外国の貿易商であり特権会社を意味しないが、原文は蘭文で、その和訳文には「商家グレセル仲間」とあつて、文書名と中身の用語が一致しない。「商社」がまだ馴染みの薄い新語だつたせいであろうか。

この年には、「商社」なる語は、幕府の外へ溢出している。薩摩藩の新納刑部と五代友厚が、「モンブランといふ国際的山師」と「商社」設立契約に調印している⁽⁵⁴⁾。この構想が二年後に、幕府の兵庫商社に対抗して発表された（実現はしなかつた）薩州商社計画に連なる。翌慶応二年には、坂本竜馬の周旋で、薩長合弁の「馬関商社示談議定書」が作成されている⁽⁵⁵⁾。

慶応三年は「商社」が頂点に達した年である。勘定奉行が連名で商社設立を献策し、事実兵庫商社が設立されことは周知であろう。用語論としてはこれを指摘するだけで済むが、二・三補つておく。

第一に、この献策は、「兵庫開港に付商社取建方並御用途金見込の議申上候書付」といふ名称⁽⁵⁶⁾である。この名のとおり、企業論としては「元手薄の商人」が過当競争を行なつて国益を損なうことがないよう、大阪商人二十人を選んで彼らを中心とする「商社西名コン

第二に、この献策によって、難産しながらも実際に兵庫商社が設立されたが、これについて菅野前掲書は、「其出来上がりしものから判断すれば、それは会社でなくて一種の組合」だつた。それはわずか半年で消滅したが、もし幕府が存続したら、「商社は其業務を發展せしむる必要上、且コンパニーに関する知識が次第に明確に移植されるに従い」組合企業形態には留まらなかつたであろう、と評している⁽⁵⁷⁾。

第三に、この献策は、勘定奉行・勘定奉行並四名の連名であるが、小栗上野介がその中心だったことは、渋沢栄一『徳川慶喜公伝』や管野前掲書にも述べられ⁽⁵⁸⁾、定説となっているものと思われる。通常小栗が「商社」の創案者と見做されるのはこの文書のためであるが、この文書だけでは創案者と確定することが出来ないことは既述からもある程度察せられるであろう。以下、この点を纏めて述べる。

小栗「商社」創案者説が、ある意味で通説だと言うのは、「広辞苑」に“商社 (Company を小栗上野介が訳した語)”の記述があるからである。他の辞典はたいてい語原の記述がなく、ただ『日本国語大辞典』は『和英語林集成』の明治五年の再版がこの語の語原だとしているが、慶応以前に多用されていた語のことだから、この方は論外で、問題は『広辞苑』だけである。その記述が、慶応三年の商社取建方の献策まで遡っていることは明白であるが、既に見てきたように、それ以前の用例がかなりある。それについても小栗が創案者だと言えるのだろうか。

石井孝の説に完全に依拠するとすれば、萬延元年六月に当時の勘定奉行と外国奉行が「商社」と使い始め、同年十二月には長崎奉行がもっとはっきり使っていた。小栗が「商社」なる語や概念を得たのは、最大限遡っても萬延元年の世界一周時であろう。彼の帰国は九月、外国奉行への任命が十一月だから、長崎奉行の用語への影響はあり得るが、夏の勘定奉行・外国奉行の用語への影響はあり得ないことになる。

石井孝に拠る限りでは、小栗が「商社」の創案者である可能性はほとんどなくなる。しかし、慶応元年以降、ロッシュとの連携のもとに商社設立を推進し、慶応三年には「商社西名コン」と述べたことは、彼が「商社」をかなり早い時点で捕えており、且つその地位からしてこの語を普及させる原動力となったことを、さほど無理なく推測させる。

通説は、論証手続きが不完全なのである。仮に『広辞苑』が、宮本又次の「商社」⁽⁵⁹⁾や、さらにその下敷きになったと推測できる管野の著書まで当たっていたとしても、これらの先行説では萬延元年の小栗の知識までは確定できないし、彼の帰国以前に「商社」が使用され始めていたとすれば、小栗の知識が判ったにしてもそのまま創案者とは呼べなくなる。他方通説は、小栗が「商社」の創案者と見紛うほど有力な普及源であったことを捕えている限りでは大いに意味がある。以下その両面に少しずつ立ち入る。

管野和太郎『日本会社企業発生史の研究』には、直接の語原探索はなく、小栗が「商社」の創案者だと書いてあるわけでもないが、そうした結論に導くような文章が含まれている。すなわち「同氏は井伊大老に抜擢されて、萬延元年の遣米使節の一行に参加して渡米したのであるが、…外国に於て商業が盛んであるのは、主として会社企業によるがためであると観破して、帰国後泰西に存在せしコンパニーに倣ひて商社を設立すべきことを主張した」⁽⁶⁰⁾、と。しかもこの小栗を会社知識をもたらした海外渡航者の筆頭に挙げているから、管野を素直に読めば、小栗が「商社」の創案者だと解さざるを得ないのである。

ところが管野の論証手続きには二つの点で瑕疵がある。まず、今の文章の典拠は蜷川新著『幕末維新の政争と小栗上野介の死』⁽⁶¹⁾であるが、管野が挙げた同書のページにはコンパニーなる

語は書いてない。文脈上ほぼ正しい紹介になっているが、史料として使える引用ではない。また、蛭川の本自体、小栗の復権を狙ったものであるため、著者の主張は極めて良く判るにしても事実や史料がきちんと記された歴史書ではない。元来、戦後の歴史家を「まとまった史料もなく、またこれという伝記もない為、叙述はかなり困難」⁽⁶²⁾と嘆かせた小栗の人物像を、この戦前にここまで纏めて見せたのは蛭川の功績としなければならないが、細部の史料的価値はそう高くはない。上記管野の文章は、魅力的なだけに勇み足を誘い易いのである。

小栗が「商社」の創案者と見紛うほどに有力な普及源であった事実は、慶応年間に関する限りもはや議論の余地はない。問題は萬延元年の渡米時である。これは日米修好通商条約批准書交換の使節として、正使新見豊前守、副使村垣淡路守に次ぐ目付として一行を統括する役目を帯びた渡米であった。

一行は米船ポーハタンでハワイ経由サンフランシスコ寄港後パナマで下船し、鉄道で山脈を超えて対岸のアスペンウォールへ出て船でワシントンへ着き、そこでブキャナン大統領に批准書を手渡したのち、バルチモア・フィラデルフィア・ニューヨークと東部の大都会を経て、米船ナイアガラで大西洋、インド洋を通過して帰国した⁽⁶³⁾。因に、福沢諭吉が勝海舟の咸臨丸で渡米したことが無闇に有名で殆ど正史になっているが、咸臨丸はポーハタンについてやっとサンフランシスコまで行き、福沢や勝はまだ鉄道も通らぬこの町のあたりに五十日ほどいて帰ってきたに過ぎないから、企画全体の内ではこちらは付録なのである。

パナマの山越えで、使節団一行は、日本の要人としては初めて鉄道に乗った。この時小栗が「商社」の概念を得たという説もあり⁽⁶⁴⁾、そのことは二年後に福沢が二度の鉄道体験後に日記に「商社」と記したことと類推しても充分あり得ることである。しかし小栗の場合、記録がいかに乏しい。彼自身の文書は全く残されておらず、『萬延元年遣米使節団史料集成』その他⁽⁶⁵⁾の、他の人の体験記にも、鉄道に乗ったことは一様に驚きを持って記されているものの、鉄道企業に關説したのはわずかに森田清行のものだけである。

森田の『亜行日記』の、閏三月六日の箇所にかこうある。パナマ上陸、初めて汽車に乗る。「蒸気車並鐵路惣入用七百萬ドルラ、合衆国中に発起人有之身元ノアル者ヨリドルラ借受出来、年々借高割戻す仕方の由、カピティン ガルフィノ話」⁽⁶⁶⁾。これだけでは、政府でなく民間が金を出す、発起人がいて共同出資を集める、出資者には年々出資高に応じた金が入る、という以上のことは判らない。「商社」も「コンペニー」もない。共同出資企業の概念に到達したと言えるかどうか、判断に苦しむところである。

無論、小栗自身の理解がこの水準だったとは決められない。だが、彼自身が書いた文書が全くない以上、あとは推測になってしまう。なぜ小栗の文書がないのか。一行を統括する任務に専念するため、記録は他人に任せられたことも考えられる。それ以上に、彼を抜擢した井伊直弼が殺されてしまったために、報告書を提出すべき相手と機縁がなくなってしまったことも考えられる。だが最大の理由は、明治元年、上州権田村の領地で、官軍にまともな口実もないまま斬首された時、江戸から運び込んでいた家財全体が官軍や地元民に略奪されたことであろう。そ

の中で、彼自身が記していた家計簿と、過去一年分の日記だけが奇跡的に拾い出され、おそらく逆賊扱いを怖れてであろう、渋川町に戦後まで秘匿されていたのが現在見られる⁽⁶⁷⁾。極めて簡潔な筆致で極めて律儀に続けている。訪米記録も、何も書かなかつたとするよりは、斬殺され一家離散した時に略奪され散逸したとするほうが考えやすい。実は件の商社取建の献策さえ、今われわれが利用するのは、事実上の政敵勝海舟の保存史料に含まれていたもの⁽⁶⁸⁾なのである。いずれにせよ、この状況では、小栗の理解水準も「商社」造語の有無も判りようがない。

だが、この鉄道体験は、後に強力に作用したであろう。帰国後小栗は外国奉行に任ぜられた。その時の外国方には、同行した訪米者もあり、文久元年末からの竹内訪欧団に同行することになる福沢や福地⁽⁶⁹⁾がおり、さらに、ここで外国方には含まれなかったが、小栗と同行し且つ竹内訪欧団にも加わった有力な人物も何人かいた。こうした、小栗と直接間接に接触した経験を持つ外国通の集団の中で、先の鉄道体験や、ひいては鉄道資金の調達方法が、新鮮な話題となったであろうことは容易に想像できる。小栗を含めて、彼らが「商社」を独自に創案し、あるいは容易に受容し広めたことはありそうなことである。萬延元年から文久元年にすでに「商社」がある程度広がっていたとすれば、これが原因ではなかったか。さらに、勘定奉行小栗が、ロッシュに借款のための商社設立の構想を提示された時、それをすぐに理解し得たとすれば、その原因はこの鉄道体験ではなかったか。

B. 福沢の用語法

福沢諭吉は、時代の転換点に身を置いた言論家として分析対象になるが、後世が『福沢諭吉全集』という優れた記録集を纏めたため、歴史の記録者としても小さからぬ意義を持つ。ここではこの側面に留意しつつ、福沢における「商社」と「会社」の用法を追う。

福沢は萬延元年の渡米では、まだ「会社」なり「商社」なりの概念を捕えていない。新開の西部の町に行ってきただけであり、帰国後提出した報告書も極めて通り一遍のものであった。何より、サンフランシスコで入手し帰国後の夏に和訳を入れて出版した辞書『増補華英通語』には、せいぜい「ナカマ・クミヤイ」が「パートルナル」と訳されている程度で⁽⁷⁰⁾、「商社」も「会社」も登場しない。「商社」をまだ知らなくとも無理はないが、「会社」なる語に全く未知だったとは、いささか考え難い。原本にないのに改めて追加するほど重要な語だと思っていなかったのであろう。

「会社」と「商社」が登場するのは、文久元年末～二年末（1862年初～63年初）の訪欧時の記録からである。この過程で福沢は、後に『西航手帳』と呼ばれるメモ帳と『西航記』と呼ばれる日記とを遺している⁽⁷¹⁾。その記述は慶応二（1866）年刊の『西洋事情』⁽⁷²⁾に繋がるが、『西洋事情』は刊行前に写本⁽⁷³⁾で出廻っているから、ここで検討すべき対象は都合四点になる。そこでまず訪欧の記録を概括すれば、「会社」と「商社」は殆ど同時に出現しているが、出現回数は「商社」が圧倒的に多く、かつ語義も明白で、明らかに共同出資の営利企業を指している。他方「会社」は出現回数が極めて少なく、企業というより団体、つまり蘭学者の用法の「会社」

として出てくる。

手帳の「3月22日ジャームス ラムベルト話」と書き込みのある箇所に、パリのガス製造所は「政府の有にあらざる商人の会社なり」とある。日付が正しければ、これが「会社」「商社」の初出であり、『西洋事情』の「商人会社」に連なる表現でもある。だが、日付は後から書き込んだらしく見え、ラムベルトはこれっきり出て来なくなるから、あるいは『福翁自伝』に出てくる下働きのランベヤ⁽⁷⁴⁾かも知れず、そうなら情報提供者としての質が、その前に会いに来ていることが日記から判るロニ (Léon de Rosny) とは比較にならないから、この記事全体の信頼性が少し低いことになる。つまりこの「商人の会社」が本当に初出か否かも疑い得る。しかしそこはひとまず含みにしておいて、次に進むと、以後は殆ど「商社」の世界である。

手帳で次に「商社」と出てくるのは7月3日と辛うじて読める箇所だが、日記では3月24日の箇所に「今日聞く」とあって(2月に乗った)鉄道はスエズがらカイロまでがフランスの「商社」、カイロからアレキサンドリヤまでがイギリスの「商社」に属す、と記している。翌3月25日分では(3月7日に乗った)マルセイユ～パリ間の鉄道の建設費を記し、「政府よりその費を出さず、所謂鐵路商社の建造るところなり」と述べ、以下、「商社と名くる者は、二三の富商相謀りて一商事を起し、其事を巨大にせんと欲するときは、世上に布告して何人を論ぜず金をだして社中に加はることを許し、若干の金を集めて大いに事を施行し、歳末にいたりて一歳中の出入りを計り、得るところの利を平均して総社中に分つ、云々」⁽⁷⁵⁾と、後の『西洋事情』の「商人会社」における共同出資営利企業の説明の原型になる記述を遺している。福沢は鉄道体験の後にロニの日本語の説明を受けて初めて共同出資営利企業の概念を得た。それは「商社」の名称においてであった。

登場回数で見ると、「会社」は、手帳の「商人の会社」と、3月8日の日記で、ロンドンの病院を見て、これも政府が建てるのでなく「大抵国人会社を結ひて建るなり」と、計二度出てくるだけである。いずれも団体の意味であって企業の意味ではない。これに対して「商社」は手帳に五回、日記に十回出てくる。いずれも明確に営利企業の意味である。

類似のキーワードを拾っておけば、古くからある日本語の「社中」で、「貧院社中」、「アカデミーの社中」、商人の「社中」が各々複数回。他に風車局の「社中」、「鐵路社中」、蒸気車の「社中」、「テレグラフの社中」も出てくる。因にコンペニも、パリの馬車のコンペニ、泊まったグランドホテルがコンペニだったと、二度出てくる。

こう見てくると、福沢は「会社」を営利企業の意味では使っていないことが判る。それは一般には民間の任意団体、むしろ非営利団体であって、蘭学者の「会社」と同じである。ただ、頭に「商人の」と修飾語がつくと、営利企業になる。この点、刊本『西洋事情』の「商人会社」等の場合と同様である。また、この「会社」の用法は「社中」とも共通する。「社中」も一般には任意団体であり、修飾語の着き方によって営利企業になっている。ただ、「社中」の方が使い馴染んだ感じがある。これに対して、頻出する「商社」は、明確に営利企業の意味である。これは福沢が、「商社」なる語を承知した上で訪欧したことを推測させる。語としては承知してお

り、それが鉄道体験とロニの説明で明確な概念になった。それが『西洋事情』に連なる記述にもなり、その後の明確な語義による多用となった。福沢が「商人の会社」を短縮して「商社」としたと説かれることがままある。一見もっともらしいが、「商社」なる語は福沢の訪欧前にすでに存在した。また、彼が手帳と日記に記しただけの単語が、慶応年間に幕府の公用語になったなどとは考え難い。何より、福沢自身の記述に即せば、「商社」が「商人会社」に引き伸ばされたと解釈できるのである。

この点を示すのが、『西洋事情』の写本と刊本の差である。写本は元治元年から慶応元年のころ流布したと言う。その「商社」の條は、表題、内容とも「商社」で一貫しており、「会社」は一字も使っていない。ただその冒頭に「英語<コンパニー>と云ふ。蘭語<マートシカッペイ>と云ふ。」との一句が出てくることにあらかじめ注意しておこう。刊本になると、表題が「商人会社」と変わり、冒頭一句が削られるが、他の内容は事実上同じである。ただ、十一回あった「商社」の内、一度は「商人会社」、もう一度は「商人会社を結ひて」と変えられている。福沢は「商人会社」を短縮して「商社」を造語したのではない。「商社」を既知の「商人・会社」に伸ばしたのある。因に刊本『西洋事情』の後の方では、新聞の発行者や病院・貧院の設置者、さらには任意宗教団体を「会社」と呼んでいる⁽⁷⁶⁾。この蘭学的な「会社」を「商人の」で修飾した場合には、営利企業すなはち「商社」の意味になるのである。これで福沢が「商社」なる語を知った上で渡欧したことはほぼ明らかであろう。そうなら、彼がこれを知ったのは、萬延元年夏から文久元年末までの期間、つまり彼が幕府に雇われてからのことである。あるいは訪欧の船上で幕府の外国通連中との交流で得た知識かもしれない。

残る問題は、福沢がなぜ、語義の定まっていた「商社」をわざわざ間伸びのした「商人会社」に引き伸ばしたかを推測することである。一つの推測は、福沢が、実見した西欧の voluntarism に強い印象を受け、それを強調しようとして「会社」を用いたとするものである。因に彼の voluntarism 把握については、松沢弘陽氏の福沢解釈⁽⁷⁷⁾に示唆を得た。だが、voluntarism のためなら「社」が付けば同じである。「商社」を「商人会社」に代えてもさほど効果はなかろう。これはあまり説得力ある推理にはならない。もう一つの推測は、福沢が啓蒙家であるため、分かり易さを狙って「商人の会社」とした、とするものである。これは福沢の「外国交際」とか「人間交際」といった用語を見れば、あり得る推測である。だが、それは未知の概念を表現する際の手法である。すでに「商社」が定着していたとすれば、わざわざ言い換える必要はない。

もう一つの推測は、福沢に『ズーフハルマ』の maatschappij van coopliden が刷り込まれていたとするものである。緒方の塾で、この辞書を繰り返し引いただけでなく、蘭学生アルバイトとして繰り返し筆写した⁽⁷⁸⁾とすれば、この説明句が刷り込まれても不思議はない。和訳すれば「商人の会社」であるから、福沢にとって共同出資営利企業を表現するには、最適の語感があったのではないか。写本ではカンパニー＝マートシカッペイ＝商社だった。刊本になる時、『ズーフ ハルマ』のオランダ語の compagnie の記述が復活し、「商人の会社」に統合されたがそれでも「商社」を排除し切れたわけではなかった。言い換えればこの句は、『西航手帳』

で先行し、「商社」の概念が明確になった後一旦意識下に抑圧され、刊本になるに際して改めて表面化した、と解釈できるのである。

以上の推測はいずれにせよ思弁である。現実世界では、福沢は両語を本来の語義で使っていた。すなわち、自ら設立した学校は、慶応義塾会社と自称した（今でも「社中」と言うそうである）。他方、その頃彼が有力な関係者となった洋書輸入企業は、丸屋商社と名乗った⁽⁷⁹⁾。

C. 明治政府の「会社」指向

明治政府は、共同出資の営利企業を「会社」と呼ぶように、社会を方向づけた。これがどこまで意図的な行為であり、どこまで一貫した政策だったのかは、今のところ判らない。だが、結果的には、この方向づけがさまざまな形で加え続けられたために、明治末までには、「会社」は紛うかたなく営利企業の意味になっていたのである。

出発点は明治二年の、通商会社・為替会社の設立である。この両会社を設立する案は「幕末既に徳川幕府の着手したる計画に倣つたに過ぎない」⁽⁸⁰⁾にも関わらず、「商社」とは呼ばれず「会社」と呼ばれた。誰が何ゆえにそうしたかは、不明である。当時通商司の権限を振るったのは伊藤博文と井上聞多だが⁽⁸¹⁾、たとえば『世外公伝』などを見ても、ここに関する記述は見当たらない。しかもこの場合には「商社」と「会社」が交錯して使われている。まず、為替会社規則と通商会社規則を総称して商社規則と呼んでいる⁽⁸²⁾。また、東京通商会社は開商会社を経て東京商社に改称され、他方、大阪通商会社の組成員は社中と呼ばれ、社中たり得るものは個人または商社であるが、商社の組成員も社中と呼ばれた⁽⁸³⁾。これらは、個々の用法では「商社」と「会社」の使い分けがあつたにしても、結局両語の語義が截然と区別されていないために生じた交錯であろう。

「商社」を「会社」で置換しようとする意図性をもっとはっきり示すのが、福地源一郎訳『会社弁』と渋沢栄一『立会略則』⁽⁸⁴⁾である。前者は明治三年に出来ているが、後者はこれを著者の在外体験によって補うとの触れ込みで明治四年に書かれ、ともに渋沢が「立会結社」を強調した序文を付して、大蔵省官版として（合冊で）刊行された。『会社弁』は実は洋書の銀行論の拾い訳である。『立会略則』は触れ込みと異なって、通商会社・為替会社の制度的解説だが、会社は一般には業種によって蒸気船の会社、馬車の会社等と名乗るべしと例示しておいて、通商会社の箇所ではこれを「商社」と呼んでおり、後代の用語法を先駆的に示している。この出版は、通常、共同出資企業に関して世を啓蒙するためだと説かれるが、「会社」なる語を普及させる意図が、見かけ以上に強く含まれている。それを端的に示すのが、福地の「小引」の奇妙な文である。

先に穂積によって孫引きした、「会社」はカンパニー・コーポレーションの訳語として用いられて来たが、に続けて、「特ニ銀行ノ義ニ限ルニ非ズトイヘドモ今此書暫ク「バンク」ノ訳字トシテ銀行ノ字ニ代用ス」、というのである。これに違和感を覚える人はいると見えて、一言解説や解釈やを加えた文を何度か見掛けたことはあるが、いずれも見当違いか牽強附会か隔靴搔痒

である。これらに代わるシロウトの独断を示しておけば、これは、渋沢が「会社」という文字を使用することを福地に強制したのに対して、福地が結局これに従いながら洋学者として一言だけ抵抗した文と解すべきである。つまり、渋沢が福地に、官版で出してやるからバンクを会社と訳せと強制した。渋沢が書いた福地の本への序文にある、「官福地万世に訳せしめ」の一句がその傍証くらいにはなる。「官」は渋沢本人である。明治三年には静岡県から大蔵省に移っており、そのくらいは可能だったろう。福地は御用学者の性格があるから、これには従ったが、このままでは誤訳したことになり、洋学者としての沽券に関する。だから、訳語の意味はとっくに承知しているが敢えて誤訳するのだ、と述べたのである。こう解釈すると、「小引」の奇妙さは解消する。そして、この両著の出版が、もっぱら渋沢の意図に即した「会社」なる語の普及を狙っていたことが良く判るであろう。因に渋沢は、その経済思想からして、剥き出しの競争に連なりそうな「商社」より、協調を含む「会社」の方が良いと考えたのではなかろうか。西洋の権威が無闇に高い時代である。日本人の書き下ろしそのままより、洋書の翻訳を支える形の方が渋沢思想の普及には有利だったに違いない。この策は図に当たり、この本はこれにさらに解説書が出るほどに読まれ、「会社」が決定的に普及の途につくとともに、福地・渋沢が「会社」の創案者と錯覚されるに至る。渋沢は「会社」の創案者ではあり得ないが、「会社」による「商社」の置換においては最大の仕掛け人ではあった⁽⁸⁵⁾。

続いて注目して良い文書が『米欧回覧実記』⁽⁸⁶⁾である。明治四～六年の岩倉使節団の欧米歴訪記録であるが、原稿は明治九年に提出され、明治十一（1878）年に出版された政府出版物である。この間に用語が変えられたかどうかは知り得ないが、「会社」は頻出する。一般には外国の企業を、鉄道会社、パン製造会社、勸農会社、等々、すべて「会社」と呼んでいる。ところがそれだけでなく、日本と異なった西洋の社会組成の特徴を「会社団結」とか「会社ノ性質ニテ結晶ス」と表現している箇所がある⁽⁸⁷⁾。後者は語源的蘭学的「会社」である。久米邦武が一人で書いたとすれば、なぜかような用語法の差が生じたのか不思議な気もする。あるいは当時「会社」に二義あったのを忠実に反映しただけかも知れない。ともあれ企業が「会社」になっており、逆に「商社」が見当たらないところが明治政府の意向を反映している。

全部目を通したりなど無論しないが、法文⁽⁸⁸⁾は「会社」に統一されていたと見なして良い。明治五年には、文書名に「陸運会社」とか「蒸気船会社」とか、該当企業が現実に「会社」と名乗ったかどうか怪しい企業をも「会社」と呼んでいる。この年の「国立銀行条令」は、法人性と有限責任性を併せ持つ日本初の本格的株式会社たる国立銀行を設置させるための規定だが、用語としての「会社」は一度しか出てこない。そして民間に銀行を作らせるための至れり尽くせりの手続きを定めた「国立銀行成規」では、「会社」に当たるところを「組合」と言い換えている。これは当時の用語法の現実への妥協であろうか。

株式会社⁽⁸⁹⁾は、続いて株式取引所、米穀取引所、日本銀行、横浜正金銀行、日本鉄道会社、日本郵船会社等と数を増す。いずれも特許主義的な、立法による国策特権会社である。法文でも社名でも「会社」が増えて来る。やがて実際に「会社」と名乗る民間企業が出て来る。代表

例が、明治八年の、三菱商会の三菱汽船会社への改名や、明治九年の三井物産会社の設立だった。一般会社の設立は当初いわゆる許可主義だったが、明治十一年から府県長官の適宜処分とされ、地方によって異なる扱いを受けた。明治十四（1881）年、会社総数はほぼ2500である。

「会社」を支配的用語にした決め手は商法における会社の規定であったろう。会社法制定の試みは明治八年に始まっており、会社条令草案は西南戦争後には出来た。しかし商法の一環として制定しなおすべきだとされ、明治十四年に、お雇い外人レースラーに委嘱される。商法典草案の完成が十七年、この案が軸になり種々の修正を受けて、明治十九（1886）年、合名会社・合資会社・株式会社の規定を含む商社法が元老院を通過したが公布されなかった。興味深いことに、ここでもまだ「商社」が生きていた。ついで明治二三（1890）年、商法民法とも公布されたが、有名な法典論争があって、施行されなかった。が、特に必要の強い会社法は、小切手法、破産法とともに明治二六（1893）年から施行される。そして明治三二年、いわゆる明治商法が制定された。こうした「会社」の制覇過程は、無論、一般の用語の変化に反映していた。辞書を手がかりにその推移を見ておく。

まず、ヘボンの『和英語林集成』は1867年の初版には「会社」も「商社」も含まないが、1872（明治五）年の再版から、この両語とも取り上げている⁽⁹⁰⁾。以下のごとくである。

会社 A company, association— mostly used for a mercantile company

商社 A mercantile company or firm

「商社」が明快であるのに対して、「会社」は輪郭がぼやけており、蘭学で創案されて以来の語義を引き摺っている。これが明治初年の用語法だったのであろう。

ついで、両語の変遷を、前掲『明治のことば辞典』⁽⁹¹⁾で追って見る。まず「商社」は、明治の極く初期から、あらゆる辞書が、「アキンドナカマ」と説明し続け、明治二四（1891）年の『言海』に至ってようやく「商業ノ会社。商人ノ組合ヒテ営業スルモノ。商会」となる。

これに対して「会社」の方は、明治の極く初期のものは殆どが「ヨリアヒナカマ」であるが、明治八年から「クミアヒ」が入ってきて、その後はこちらが優勢になる。明治二四年の『言海』に至ってようやく「数人組合ヒテ、農、工、商等ノ事業ヲ営ムモノ。又其所」と、明白に営利企業に関する説明になる。「商社」の語義が初めから明快で一貫しているのに対し、「会社」は曖昧で不確定であり、語義が明確に営利企業になるのは、維新後四半世紀経ってからである。

しかも「会社」の説明はなお変わる。明治二九（1896）年の『日本大辞典』が、「事業を営む為の同盟。法律上人として待遇せらるるもの。其組織によりて、株式、合名、合資等種々あり」とし、翌々年『ことばの泉』が、「数人組合ひて、商工などの事業を営むところ。その組織の法によりて、株式、合資、合名などの種類あり」と説いた。これが、今日まで続く辞書類の説明の原型である。

注意しておけば、現行辞書類の説明の原型が出来たのは、明治商法制定より少し前のことであつた。「会社」が営利企業であることは現実化していたし、合名会社・合資会社・株式会社等の形態があることも、繰り返し論じられて来た。既に一般の理解が変わりつつあつたのである

う。因に「商社」は、商法制定以後の明治末期でも、「商人の組合、商会」と説明され続け、後にこれは「商事会社、商会」となる。前から一貫しているとも言えるが、「会社」の諸事業のうち商業に限定されたのだから、「商社」の相対的地位は下がったことになる。

「商社」と「会社」の覇権交代過程は、およそ以上のごとくである。

5. 付論 — Company に連なるヨーロッパ語

「会社」は、一見漢語のようでありながら漢語にはない語であり、実はヨーロッパ語の翻訳のために造られた日本語だった。ポルトガル語の *companhia* は「コンハンヤ」等と音訳されただけで、意味がつかまれていた場合もあったとはいえ、訳語は作られなかったようである。オランダ語の場合は、*genootschap* か *maatschappij* が「会社」と訳された。この「会社」の片隅に *compagnie* も含まれることになった。「会社」が営利企業を意味する語になった時の原語は、英語の *company* であった。

語の歴史的背景がこのようなものとすると、*company* に連なる諸ヨーロッパ語の語義の拡がりや語源を少しだけ吟味して見ることに、いささかの意味が出て来る。本稿の大筋から言えば、これはなくとも殆ど済むが、あるいは役にたつかも知れないオマケとして付け加えておく。

日本に最初に入ったポルトガル語の *companhia* の語義は、手許の辞書⁽⁹²⁾によれば、同伴、仲間、一行、劇団、会社、中隊である。これは既に掲げておいた。スペイン語の *compañía* も、辞書によると会社、一行、同伴、劇団、中隊で、全く同じである。キリシタンとの関係でもっと早くから入っていたかもしれないイタリア語⁽⁹³⁾の *compagnia* は、同伴、仲間・一団、中隊、会社、教団、同業組合、同盟など、これも殆ど全く同じと良いが、宗教団体の意味が加わっている。また、「会社」の場合、*compagnia delle Indie* 東インド会社、と別扱いされ、さらに、昔 *compagnia* だったのに今は *società* に変わっている、と記してある。フランス語の *compagnie* についても同様な記述がある。ただ、手許の仏和辞典⁽⁹⁴⁾には、「会社」の場合、公共性の強い運輸・保険・金融関係の会社名に多いと付記してある。

これらロマンス語で「会社」と言う時、別語がある。それぞれ、*sociedade* (社会、団体、会社、協会・学会、社交)、*sociedad* (社会、社交界、集団、会社)、*societa*, *société* で、それぞれは同義らしい。ただ、フランス語の場合、もともと *compagnie* は国王の特許に服す、公法的特権的性格を持っていたので、大革命後その特権性が嫌われて *société* と変わったという⁽⁹⁵⁾から、その他の言語にも同じ歴史があるかも知れない。

ゲルマン系の言語にもカンパニーは無論入っている。英語⁽⁹⁶⁾の *company* は、交際、交友・来客、一座、組合・会社、無記名社員 (…&Co.の Co.フランス語なら Cie)、中隊だから、意味はロマンス語とほぼ同じである。ただ、同じ営利法人を指すのに、イギリスでは *company*

が普通使われるのに、アメリカでは corporation が使われると言う⁽⁹⁷⁾。corporation はアメリカでも後になるほど多く使われ、他国へも侵入しつつあるようである。

だが英語を別とすると、ゲルマン語系の諸語では、Company 相当語の語義は著しく狭い。オランダ語の compagnie は、現在の辞書⁽⁹⁸⁾でも中隊、会社（東インド会社）しか出て来ない。この点では『ズーフ・ハルマ』から今日まで一貫しているといつて良い。ドイツ語⁽⁹⁹⁾の Kompanie は、食事仲間という語源的表示の後に、中隊、会社、と二義だけ出てくる。スウェーデン語の kompani は中隊と、社名の後ろに付けて「会社」（…och kompani→…会社）となる二つだけ⁽¹⁰⁰⁾、デンマーク語の kompagni は会社・商会・協会・組合、歩兵中隊、仲間・同僚と幾分広がる⁽¹⁰¹⁾。外来語であるせいであろう、ゲルマン語の場合、ロマンス語に比べて語義が著しく狭い。独り英語が例外で、デンマーク語が幾分それに寄っているだけである。

特にオランダ語の場合、「会社」の意味は極く限られる。蘭学者達が創案した「会社」の原語が、maatschappij か genootschap で、compagnie が極めて特殊な扱いを受けていた訳が、改めて解かった。オランダ語と英語は、近いようでも、この語の意味では狭広両極端になる。compagnie は営利企業一般にはならなかった（逆に、英語では company が早目に特権企業の語感を失ってしまった）。日本では「会社」の原語であるオランダ語の語義は集団とか協会だったから、用語だけでも「会社」が voluntarism の概念に至るのは当然であった。

ゲルマン系の言語では、「会社」を現わす別語はゲルマン系の、それも言語ごとに異なる単語になる。ドイツ語では周知の Gesellschaft、オランダ語では繰り返し出てきた maatschappij（すでに見たように、これには社会も協会・学会・団体の意味もある）。因に、オランダ語には gemeenschap と並んで gezelschap という単語があるが、これは同行・同伴、仲間、一座、会の意味で、ちょうど英語の company から営利企業の「会社」の意味を抜いたものに相当する。この種の別語は、デンマーク語では selskab、スウェーデン語では bolag であろうか。

こうしてヨーロッパ諸語を横に比べてみると、カンパニーの相当語では、ゲルマン系言語よりロマンス語のほうが明らかに広いが、英語だけはロマンス語並に広いばかりか、営利企業の意味ではもっと広い。1844年に株式会社設立における準側主義が採用されたために、国策特権企業と自由設立企業の区別が早くからなくなったせいであろう。あるいは外来語よりもっと馴染んだ地元語に相当語がなかったせいでもであろうか。それはいずれであれ、日本では、幕末の「商社」と、特に明治期の「会社」の場合、この最広義の英語の company から、英語に特徴的な自由設立企業の意味に限って吸収したことになる。現に、今日の日本語で会社といえば、通常民間の営利企業以外の意味をほとんど持たない。

ところで、上記の独和辞典に、Kompanie の語根が食事仲間だとあった。仏和辞典には、compagnie と同義語の compagnon に関する囲み記事があって、compagnon はラテン語の compāniōnem から古フランス語の compain を経て現在の形になった。語の原議は com + panis で、ともにパンを食べる仲間だ、とある。伊和辞典にも同様な語原論がある。そこで語原を探ってみる気になり、たまたま手許にあった『ロマンス語語源辞典』⁽¹⁰²⁾を当たってみた。

compagnie 等の語根として compaginia, compagne 等の語根として compāniō (-nem) が挙げられている。

ところがこれらの語根は『羅和辞典』⁽¹⁰³⁾には出て来ない。『羅和辞典』には cum と panis が別々に出てくるが、結合した語はありそうにない。白状するが、私はこれまで、およそラテン語というものを学んだことがないから、これ以上には進みようがない。そこで他人の力を借りることにして、かつて会社研究会仲間だった白石裕子氏の紹介で、仏語学者の貴田晃氏（大東文化大学文学部）から、手っ取り早く必要な知識を教えてくださいとお願いした。貴田氏は資料を示しながら、肝心なところを要領良く教えてくださいとお願いした⁽¹⁰⁴⁾。私がおのみこんだ限りではこうである。

まず、古典ラテン語と中世ラテン語とはまったく異なる⁽¹⁰⁵⁾。『羅和辞典』では中世ラテン語は出てこない。また、古典ラテン語時代には、権力はひとびとが自立的に結集することを嫌ったから、「会社」というような概念はできなかった⁽¹⁰⁶⁾。ロマンス語の語源については、フランス語の大辞典、Trésor de la langue française 等が役に立つ⁽¹⁰⁷⁾。それによると、compagnon のもとは、ゲルマン系の言葉、たとえばゴート語の gahlaiba に由来し、それをラテン語の単語に置き換えたものである。そこでゴート語辞典⁽¹⁰⁸⁾を見た。ga がラテン語の com に当たり、laiba では「残り物」になってしまうが、hlaifs が「パン、パン切れ」の意味を持っている。それで gahlaiba はパンと一緒に食べるもの、仲間、同志、戦友、の意味になるとある。この結合がラテン語の単語と置き換わって、com+panis となり、compagnon となったということらしい。

なにしろズブの素人が、指導を受けながらやっと探し出してみた事柄である。大筋が間違っていなければ、この程度でご容赦いただくしかない。ともかく、company に連なるヨーロッパ語には、一行、仲間、戦友といった、民族移動に関わるせいでもあるだろうが、割に荒っぽい語感がある。しかも少し立ち入ると特権企業の母斑を付けていることが判る。集団を意味することは間違いないが、営利企業などが出来るよりはるかに前に成立した語だから、蘭学者たちが訳した「会社」ほど高尚でなかったことは言うまでもない。そればかりか、明治以降の「会社」のように、意地汚くとも金儲け商売に専念するというほど平和的でさえなかったのである。

6. 要約

事態を発見しながら叙述を進めて来たので、文脈が多少混雑していると思う。繰り返しになるが、大筋を箇条書きにまとめておく。

1. 漢籍古典に「社会」という文字は古くからあるが、「会社」という文字はなかった。「会社」は江戸時代の日本で創案された新語であった。
2. 19世紀に入って、鎖国日本が世界情勢を知る必要が生じた時、蘭学者が地理書を翻訳し、

その中で、西欧の社会制度の訳語の一つとして「会社」が創案された。最初の創案者を特定することは出来ないが、杉田玄瑞『地学正宋』がおそらく最初の使用例である。19世紀後半の蘭学者たちは、この語を共有していたものと思われる。

3. 「会社」はもともと学界、学芸集団の意味であり、やや広げて特定階層の自発的集団の意味、あるいは今日の「社会」に重なる意味で使われた場合もあるが、営利企業の意味に使われたことは原則としてなかった。その例外は、オランダ東インド会社の類の特権会社を「会社」と呼んだ場合である。
4. これは「会社」の原語がオランダ語の *Genootschap* (団体、協会) か *Maatschappij* (社会、協会・学会・団体、会社) だったことに由来する。江戸時代の辞書では、前者を学会、後者を組合と訳している。オランダ語の *Compagnie* には、「中隊」と東インド会社を指す「会社」の意味しかなく、これは江戸時代の辞書でも同様だったから、訳書の中ではこれが例外的「会社」になった。中隊に相当する訳語はなかった。
5. 幕末開港後は、会所貿易が不利になり、商人集団を形成してそれに貿易を担当させる必要が出てきた。幕府の実務官僚がその集団を「商社」と呼んだが、これは英語の *Company* の訳語であり、そのなかでも特に共同出資の営利企業を指していた。
6. 「商社」の創案者は、小栗上野介忠順と目されているが、これは資料的には確定できない。この語は、幕末には公用語として流布した。
7. 明治期に入ると、*Company* の訳語は「会社」に置き換えられた。「会社」はこの時新たに造語されたのではなく、「商社」の語義をヨリ古い別義の単語に置き換えたのである。この切り替えには意図的な推進があったことが推測されるが、推進者がいたとすれば最初でなくても最有力なのは渋沢栄一である。
8. 福沢諭吉は、「商人会社」を説いたことで、穂積陳重から、営利企業の意味の「会社」の創案者と目されたが、福沢は単語としての「会社」の創案者ではない。また、「会社」の語義を営利企業に定着させたわけでもない。福沢は訪欧で「商社」の概念を掴んだ後、それを商人の会社と言い換えた見せた。この際の「会社」は蘭学者達が使っていた「会社」である。「商人の会社」は、おそらく『ズーフ・ハルマ』が無意識の下敷きになって出来たのであろうが、商人の集団組織だから、当然に営利企業になる。
9. こうして福沢は、蘭学者達の非営利的な「会社」と、幕末の「商社」を換骨脱胎した、明治以降の営利的「会社」とを、無意識に媒介する位置を占めていたことになる。

註

- (1) 馬場宏二 「会社と社員」大東文化大学経営研究所編『日本企業の建前と実態』1999年1月

(2) 明治初期、営利企業としての会社が創立されるようになってまもなく、雇われた高級職員を社員と呼ぶ習慣が出来るが、商法の成立に伴って財閥が合名・合資会社の形を採ると、所有者を社員と呼ばざるを得なくなり、それまでの社員は「使用人」と呼び変えられる。大正デモクラシーのもとで、職員と職工を一括して従業員と呼ぶ傾向が出て来るが、この傾向は戦時統制と戦後改革のもとで強められ、高度成長期に、工員を含めて従業員全体を「社員」と呼ぶ習慣が一般化した。

(3) 馬場宏二「福沢諭吉の会社論」大東文化大学『経済論集』73号1998年10月

(4) 穂積陳重『続法窓夜話』1936年 岩波書店。岩波文庫版もある。

(5) 『福沢諭吉全集』第一巻1958年 岩波書店、『福沢諭吉選集』第一巻1980年 岩波書店

(6) 「会社と社員」で取り上げた先行研究は以下の六点であるが：－

* 管野和太郎『日本会社企業発生史の研究』1931年 岩波書店

* 林健久「明治前期の株式会社」（東京大学社会科学研究所編『社会科学の基本問題 上』1963年 東京大学出版会）

* 利谷信義・水林豹「近代日本における会社法の形成」（高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開3』1973年 東京大学出版会）

* 三枝一雄「明治商法発達史論」（『法律論叢』43巻4／5号、同6号 1966年）

* 小林和子『株式会社の世紀』1995年 日本経済評論社

* 高村直助『会社の誕生』1996年 吉川弘文館

このうち、福沢あるいは『西洋事情』に言及したものはあっても、穂積前掲書に言及したものはひとつもない。管野が触れていないのは出版年次からして当然だが、他のものには法学者の文章も含むだけに、意外であった。これは福島正雄の、『日本資本主義の発達と私法』（1988年 東京大学出版会）に収録された1950年代の論文に、穂積の『法窓夜話』は繰り返し引用されているのに、『続法窓夜話』が不思議に全く出てこず、したがって「会社」語源論がないことと関わりがありそうである。

なお、上記拙稿で取り上げておいてしかるべきだった経済史家の文章が二つあった。これは執筆時に失念していたので、この際追加する。

* 由井常彦「明治初年の会社企業の一考察」（大塚久雄・安藤良雄・松田智雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』1968年 東京大学出版会）

* 西川俊作・阿部武司編『産業化の時代上』（1990年 岩波書店「日本経済史4」）のうち「1概説」の三（西川氏）。

この二点は、「会社」の語原に関説しているので、後に別途取り上げるが、穂積に触れていない点では上掲五点と同様である。

辞典項目としては、『国史大辞典』（高村直助）は由井説に近く、『大日本史辞典』（大山敷太郎）は含みのある叙述だが、この辞典は参照文献を挙げてないので、穂積を踏まえたかどうか判らない。

- (7) 『続法窓夜話』岩波文庫版は品切れで入手出来なかった。
- (8) 『英和对訳袖珍辞書』初版は、1988年に香山社が惣郷正明氏の解説付で復刻した。company は衆会、社中、軍兵一組などとあり、Firma が舩商売で、現行「会社」に近い。
- (9) 『明治文化全集 第十二巻経済編』1957年改版 日本評論社。「会社」は「同業相結相迫」の中に出てくる。同書43ページ
- (10) 営利企業を指すのに、「会社」は「商社」より不適切な語だという指摘はしばしばある。渡辺萬蔵『現代法律語の史的考察』（1930年萬里閣）180～182ページでは、「商社」だったものが「会社」になったのは、語の「退化」だと極め付けている。斎藤毅『明治のことば』（後出）265ページも、もとも「会社」と「社会」が重なっていたのに、「社会」がもつぱらソサエティを意味するようになると、「会社」が商行為または営利を目的とする「商社」だけを意味するようになった、と述べている。
- (11) 斎藤毅『明治のことば』193ページ。ここの考証は鮮やかである。
- (12) 『大漢和辞典』では「商会」の出典を『周礼政要』としているが、同書は1902年刊である。1864年刊の『万国公法』の方を挙げてしかるべきであった。
- (13) 斎藤毅『明治のことば』1977年 講談社
- (14) 惣郷正明・飛田良文『明治のことば辞典』1986年 東京堂
- (15) 斎藤毅『明治のことば』194ページ。つまり『荆楚歳時記』の「社会」だというのである。
- (16) 青地林宋「輿地誌略」『文明源流叢書巻一』1914年 国書刊行会所収。 311, 337ページ
- (17) キリシタン関連で「コンパニヤ誰某」と使ったのがもっと古そうだが（参照、新井白石『新訂西洋紀聞』東洋文庫、199, 349ページ）、このコンパニヤはイタリア語の *compagnia* に由来する、同信の仲間の意味であろう。
- (18) 斎藤毅『明治のことば』256ページ。ここは確認してない。
- (19) 同上
- (20) 「紅毛訳問答」『海表叢書巻二』 1928年更生閣所収。斎藤前掲書254ページは この書名を「紅毛問答」としているが、誤り。
- (21) 同上書の、新村出の解説による。斎藤同所は和蘭カピタンと江戸の医官の問答としているが、同上書に別途収録されている「和蘭問答」と混同している。
- (22) 大槻玄沢『蘭説弁惑』。『文明源流叢書巻一』、および、雄山閣古典研究付録『蘭説弁惑』1939年。
- (23) ここの導入部の引用文は本稿が正しい。斎藤前掲書255ページでは、「“こんばんや”といふは“こんぱくぎい”と云ふ事の誤れるなり」と紹介しているが、これでは玄沢がとんだ知ったか振りをしていることになる。玄沢はけっこう正確なのである。
- (24) 19世紀に入ると、こんはんやが、中国経由で公司として使われた場合もあり、英華辞典経由で公斑衛と音訳されて使われた場合もある。参照、斎藤前掲書、257ページ。
- (25) 『日本思想体系 洋学上下』1976年 岩波書店。特に上巻末の年表。なお、鳥井由美子

「近世日本のアジア認識」(溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮島博史編『アジアから考える1 交錯するアジア』1993年東京大学出版会 所収)は有用である。この鳥井論文の存在は、末広昭氏(東京大学社会科学研究所)に教えられた。

- (26) 前掲鳥井論文223ページ
- (27) 箕作省吾 『坤輿図識』国会図書館本
- (28) 箕作省吾 『坤輿図識補』国会図書館本
- (29) 斎藤毅『明治のことば』115～116ページ
- (30) 参照『日本思想大系55 渡辺華山…』1971年 岩波書店 61ページ頭註
- (31) 杉田玄瑞 『地学正宋』東北大学狩野文庫本、嘉永四年新刻。この本の閲読については、柘植徳雄氏(東北大学経済学部)にご助力いただいた。
- (32) P.J.Prinsen, *Geographische Oefeningen, of Leerboek der aardrijkskunde*, 1928. 国会図書館本
- (33) 前掲『日本思想史大系 55』参照
- (34) 前掲鳥井論文、224ページ
- (35) 『ゾーフ・ハルマ』東京大学付属図書館本
- (36) 斎藤毅、前掲『明治のことば』270ページの註3を見よ。
- (37) 『文明源流叢書巻三』
- (38) 『和蘭字彙』全五巻は、1974年、早稲田大学出版部が、杉本つとむの解説付きで復刻した。
- (39) この成立年次は、斎藤前掲『明治のことば』による。斎藤は論拠を挙げずに結論だけを、18855～66年と四回まで述べている。『度日閑言』巻十二の末尾の跋と巻一の序の年次にそのまま依拠したものと思われる。他方、国会図書館『希本あれこれ』(1994年出版ニユース社、207～209ページ)は、現物に当たったらしい筆致で1866～1879年を示唆しているが、年次の計算を間違え(乙卯は1855年なのに1879年とする)、他にも信頼出来ない記述がある。念のために序文と跋文を一私では読み切れないので一平石直昭氏に読み下してもらい、有益な示唆を得たが、平石説に従うのは暫く控えることにした。著者古賀増は1855年に洋学研究を命じられ、まもなく自ら提案した洋学所の初代頭取に任ぜられる(原文『和蘭宝函』はこのころ洋学所一蕃書調所に移管されたらしい)。古賀は1862年に大阪町奉行に移されたが病気と称して着任せず免ぜられ、1866年末に製鉄所奉行並となり、ついで目付と実務に従うようになったところで維新に遭っている。この経歴(『日本教育史資料七』1970年 臨川書店、538ページ)も斎藤説を採る理由である。
- (40) 古賀増『度日閑言』国会図書館所蔵 手稿本
- (41) 蘭文対照が当面不可能なので確言はできないが、ここの原語は *compagnie* であろう。蘭学者が読んでいた“*compagnie*”は固有名詞としての東インド会社のことだったと推測される。後出5. 付論の *company* に連なるヨーロッパ語参照。
- (42) 斎藤毅『明治のことば』264・5ページ

- (43) 馬場宏二前掲「会社と社員」10～11ページ
- (44) 馬場宏二前掲「福沢諭吉の会社論」
- (45) 石井孝『幕末開港期経済史研究』1987年 有隣堂 368ページ
- (46) 石井前掲書369ページ
- (47) 同前
- (48) 東京大学史料編纂所『維新史料綱要』。私はパソコン不自由児なので、同僚の日本経済史家大杉由香氏にお願いして打ち出してもらった。
- (49) 石井孝『明治維新の舞台裏第二版』1975年岩波新書、113、130～1ページ
- (50) 菅野和太郎、前掲『日本会社企業発生史の研究』35ページ
- (51) 石井孝、前掲『明治維新の舞台裏第二版』114ページ
- (52) 坂本藤良『小栗上野介の生涯』1987年講談社、389ページ。管見の限りでこの本はは小栗の評伝として最良のものであるが、それでも史実や史料に空白が残っている。
- (53) 石井前掲『明治維新の舞台裏第二版』131ページ
- (54) 同上67ページ
- (55) 『坂本竜馬全集』1978年光風堂、468ページ
- (56) この文書は勝海舟全集の『開国起源』に含まれ、そこから引用される。菅野も同じ出典で、自著74～80ページに引用している。
- (57) 菅野前掲書109ページ
- (58) 渋沢栄一『徳川慶喜公伝』1918年、538ページ、菅野前掲書74ページ。
- (59) 河出書房『大日本歴史辞典』1968年
- (60) 菅野前掲書35ページ
- (61) 蜷川新『維新前後の政争と小栗上野介の死』1928年日本書院。なお、同じ趣旨の『開国の先駆者小栗上野介』1943年千代田書院もあるが、新たな史実が加わっているわけではない。
- (62) 小西四郎「川路聖謨と小栗上野介」(『日本人物史大系第五巻』1960年朝倉書店 65ページ)。
- (63) 『萬延元年遣米使節史料集成』全七巻、1961年風間書房。うち第一～第三巻が世界一周組の記録。第七巻に年表と航海図がある。
- (64) 新井喜美夫氏による。『たつなみ』第二三号、34ページ。
- (65) 上記『…史料集成』中の、森田清行、日高為善、益頭尚俊、名村元度、村山伯元、新見正興、加藤素毛・水野正信、野々村忠実、福島義言、の記録。別に、山本晃編『玉虫左太夫航米日録』1930年、佐野鼎『訪米日記』(東京大学史料編纂所所蔵)。森田を除けば、汽車についての、即物的な記述しかない。
- (66) 『萬延元年遣米使節史料集成』第一巻、77ページ
- (67) 『群馬県史料集第七巻 小栗日記』
- (68) 勝の『開国起源』は優れた史料集である。新しいところでは『勝海舟全集』講談社 1973年。

- (69) 福地は小栗と同行していないが、小栗を評価し好意的であった。福地源一郎『幕末政治家』1906年、民友社
- (70) 『福沢諭吉全集』第一巻224ページ
- (71) ともに『福沢諭吉全集』第十九巻に含まれる。
- (72) 『福沢諭吉全集』第一巻、『福沢諭吉選集』第一巻
- (73) 元治元年から慶応元年のころである。参照、松沢弘陽『近代日本の形成と西洋体験』1993年、岩波書店。190ページ
- (74) 参照『福翁自伝』岩波文庫版、127ページ
- (75) 『福沢諭吉全集』第十九巻23、24ページ
- (76) 西川俊作氏が、福沢の「会社」の説明が心許ないことと、併せて『西洋事情』中「商人会社」以外の「会社」も「社中」の意味になることを指摘している。西川俊作・阿部武司編前掲『産業化の時代上』31ページ
- (77) 松沢前掲『近代日本の形成と西洋体験』36～38ページ
- (78) 『福翁自伝』85～86ページ
- (79) 参照『慶応義塾百年史 上』1958年242ページ以下、『丸善百年史上』1980年29ページ以下。ここの知識は竹田行之、石井和夫両氏の御厚意による。
- (80) 菅野前掲書69ページ
- (81) 同上123ページ
- (82) 『明治文化全集』改訂版 第十二巻経済編 1957年日本評論新社40ページ
- (83) 菅野前掲書、141～2ページ、152～3ページ
- (84) 前掲『明治文化全集 経済編』所収
- (85) 「会社」の語原はしばしばこの両書にあると説かれる。『国史大辞典』の「会社」も同様だが、筆者高村氏が挙げている由井常彦氏の、前掲「明治初年の会社企業の一考察」は、「立会結社ないし会同結社という熟語から造語されたことには疑いがない」（前掲『資本主義の形成と発展』134ページ）と断定する。〔立会結社〕は『会社弁』『立会略側』双方に渋沢が寄せた叙にある語、「会同結社」は福地の『会社弁』の小引にある語だから、由井氏らは福地と渋沢を「会社」の造語者と見做していることになる。だが「商社」ばかりか「会社」も前から存在したことは明白であり、「会社」が営利企業として使われ始めていたことは、穂積が引いた『会社弁』の「小引」で解かる。ともあれ穂積が参照さるべきであった。
- (86) 久米邦武『米欧回覧実記』（一）～（五）、岩波文庫。同書の参照は日本政治史家坂野潤治氏に示唆された。
- (87) 同上書（五）158～9ページ
- (88) 『法令全書』特に明治五年分
- (89) 以下は、馬場前掲「会社と社員」に纏めてある。
- (90) この辞書の各版異同は、大東文化大学図書館で可能であるが、再版分のみ示した。

- (91) 惣郷正明・飛田良文、前掲『明治のことば辞典』 東京堂
- (92) 『ポルトガル語小辞典』1970年、『スペイン語小辞典』1961年、ともに大学書林
- (93) 『伊和中辞典』 第二版1999年小学館
- (94) 『プログレッシブ仏和中辞典』1993年小学館
- (95) 山本桂一『フランス企業法序説』1969年東京大学出版会 58～68ページ
- (96) 研究社の英和辞典を使ったが、ここはどの英和辞典でも良い。
- (97) 田中英夫編『英米法辞典』1991年東京大学出版会による。
- (98) 『オランダ語辞典』1999年 講談社
- (99) 『岩波独和中辞典』1953年
- (100) 『スウェーデン語辞典』1990年 大学書林
- (101) 『デンマーク語辞典』1993年大学書林
- (102) 片岡孝三郎『ロマンス語語原辞典』1982年朝日出版社
- (103) 研究社『羅和辞典』1966年増訂新版
- (104) 以下の註で、貴田氏が示された資料名のみ記す。
- (105) 国原吉之助『中世ラテン語入門』1981年改訂版
- (106) 船田亨二『ローマ法』第二卷改訂版 1969年岩波書店 第三章
- (107) Trésor de la langue française-dictionnaire de la langue du XIX et du XX siècle
のほか、Dictionnaire étymologique de la langue française および Dictionnaire
étymologique du Française. なお、現行 OED でも、英語の companion の語原が、ゴ
ート語の語形から後期ラテン語の単語に置き換わり、それが古フランス語を経て英語に
入ったことは解かる。
- (108) 千種真一編著『ゴート語辞典』1997年 大学書林